

『諸士系譜』から見える会津藩の姻戚関係

～鈴木小左衛門家を例として～

坂 誥 智 美

【目次】

- 1 『諸士系譜』
- 2 「鈴木小左衛門」家
 - (1) 翻刻
 - (2) 史料から見える「鈴木小左衛門」家
- 3 姻戚・縁組関係
 - (1) 当主の妻の実家
 - (2) 嫁ぎ先・養子先の家
- 4 むすびにかえて

1 『諸士系譜』

1 かつて拙稿「会津藩の公事奉行について」において、公事奉行の職務の他、どのような者が公事奉行になっていたのか考察した。その中で、当該公事奉行になる

前の職とその後の職や、家格などを挙げ、公事奉行の藩政におけるおおよその位置を検討した。拙稿作成当時はこれで良しとしていたのであるが、近年、会津藩の『諸士系譜』はデジタル化され複写も容易になったこともあり、改めて見直しをすすめたところ、拙稿のデータに誤りを見つけたことに加え、前職・後職だけで公事奉行の重要性や藩内での位置を本当に把握できるのだろうかという疑問が生じた。

公事奉行に就任した個々の者はもちろんのこと、その家系を確認することによって、藩内での公事奉行の位置だけでなく、他の様々な情報を読み取ることができる。家系の中の石高の変化や、婚姻関係なども具に分かる。これらのデータを使って、会津藩藩士の全体像に迫ることは、会津藩研究にとっても重要なこと

であろう。この家系調査に欠かせないものが、『諸士系譜』である。

『諸士系譜』は、会津藩家中の系譜をまとめたもので、会津藩三大修史作業のひとつとして知られている³⁾。会津藩では寛政二（一七九〇）年に家中の系譜調査に着手したが、諸般の事情で作業が遅れた。その後、体制の立て直しを行い、文政七（一八二四）年から九年をかけて編集作業を行い、天保四（一八三三）年に完成にいたった。

『諸士系譜』に収められているのは、班席が独礼以上の藩士一〇八五名分である。独礼とは、単独で藩主に謁見できる者をさし、全藩士の二割程度である。藩に家譜を提出したのは、文政六（一八三三）年当時の当主、あるいはその先代である。提出された家譜は編集委員によって分類・配列され、他家の系譜や藩庁が所蔵する文書などと照合され、真偽の判定を経てまとめられた。この編集委員の取り纏めをし、系譜の監修者として知られるのが一柳新三郎である。一柳は『家世実記』『新編会津風土記』編纂の中心的人物であり、照合や真偽判定などの作業にはうってつけの人物であった。作業は、当時に当主であった者の苗字をいろいろは順に類別し、一巻に一名から六名分を収載する。全

三六〇巻から成るが、会津若松市立図書館にはこのうち、三四二巻一〇二三名分が収蔵されている³⁾。

『諸士系譜』はそれぞれの当主はもちろん、当主の実母・妻、兄弟姉妹やその嫁ぎ先・養子縁組の相手方も記載されており、家同士の家格や職務との関係もつかむことができる。膨大な史料のすべてを読み込むのはすぐには無理であるが、まずは公事奉行のあり方を再検討する意味もこめて、本論では公事奉行就任者とその家系について、今一度取り上げていくこととした。本論で事例として確認するのは、比較的早い段階で公事奉行になっている鈴木小左衛門家である。小左衛門重為の後職が「江戸表之公事」であることがわかっている⁴⁾ので、初期の段階での専門性が見られる可能性も含めて、確認してみたい。

また、かつて拙稿では『諸士系譜』の巻数をいろいろの巻数で表記したが、現在、会津若松市立図書館ではデジタル撮影されたものを活用しており、いろいろの巻数とデジタルでの資料ナンバー（五十音順）は一致していない⁵⁾。今後の便宜を踏まえて、いろいろの巻数とデジタルでの資料ナンバーの両方を併記することとしたい。

2 「鈴木小左衛門」家

(1) 翻刻

少し長いですが、ここではまず、鈴木小左衛門家の系譜を活字化しておく。また、その中の情報をもとに作成した家系図が、図1である。

【鈴木小左衛門家・翻刻】

会津若松市立図書館『諸士系譜』No.0523

卷三五二 す之部二

鈴木小左衛門系譜 姓 卜部 定紋 丸ノ内幣

本国出羽 替紋 鬼蔦

幕紋 同断

父不詳

鈴木作兵衛某 初小左衛門

母 氏不詳

妻 氏不詳

延宝六年十月八日病死、法名常德院妙台日常、葬所妙了山大法寺

一、寛永十三年冬、於最上御知行百

石被下置被 召出、神宝隠岐組二而

外様之御奉公仕、其後程子貸奉行

兼務被 仰付候事

一、同十七辰年八月廿四日、於最上病死

法名浄誉清月信士、葬所不詳

男 延宝元丑年十二月廿三日病死、法名久

得院日源、葬所妙了山大法寺

母 同上

初 多門

十兵衛重計

母 氏不詳

妻 氏不詳

松平安芸守様御家来

服部分右衛門某妹 元禄二巳年六月廿一日

病死 法名宗善院妙心

葬所同上

一、寛文二寅年十一月、新知百五拾石被

下置外様組付被 召出候事

一、同七年二月、御加増五拾石被下置

江戸常詰御横目役被 仰付候事

一、同八年十月、三田御屋敷御作事出

来候二付、銀子五枚被下置候事
 一、同九酉年閏十月、御中屋敷御作事
 出来候二付、御小袖壹被下置候事
 一、延宝三卯年十月、願之通御役御免
 被成律義二相勤候由二付、銀拾枚被下置
 会津勝手寄合組被 仰付候事
 一、同五巳年九月、願之通悻小助御
 番代被 仰付候事
 一、同八申年三月八日病死、法名現性院
 淨心、葬所妙了山大法寺

道悦某

母 服部氏女

妻 門奈治部右衛門宗貞女 死別

寛文十二子年四月、願之上平賀

玄純弟子二罷成、町家二罷出医術

修行仕候処、貞享元子年二月

十七日病死、法名聞法院道悦、葬

所同上

女

馬場新五右衛門某妻

母 同上

十兵衛重房

初 小助

母 同上

妻 神戸善太夫長盛女

離別

森五郎左衛門勝秋女

宝永六年五月十七日

病死、法名實境院妙

会、葬所同上

一、延宝五巳年九月、親願之通御番代

被 仰付、神宝茂左衛門組へ入御城

御番相勤候事

一、同八申年六月、跡式御知行式百石

無御相達被下置候事

一、天和三亥年四月、江戸為勤番罷

登、同十月罷下候事

一、元禄二巳年七月、御金荷物為警

固江戸表へ罷登、同月罷下候事

一、同七戌年九月、江戸為勤番罷登

翌亥三月罷下候事

一、同十丑年正月二十日、四十七歳二而病

死、無子断絶、法名知親院図意、葬

所同上

女

延宝八申年二月六日病死、法名妙善

尼、葬所同上

母 森氏女

女	母 同上	佐々木雲治泰定妻
女	母 同上	勤太郎某 元禄二巳年八月十九日九歳ニ而病死、法 名受養、葬所同上
女	母 同上	佐々木半之丞豊明妻
女	母 同上	
小左衛門重為	初 多門	
母 同上		
妻 氏不詳	宝永六丑年二月十三日病死、法名貞 雲院柏巖操寿大姉、葬所瑞雲山興徳 寺	
一、寛永十七辰年十月、於最上跡式御知行 百石無御相違被下置、継目之為御禮		
江戸表へ罷登、早速罷下候事		
一、同二十未年月不詳、会津江御所替之節、 御供ニ而罷越候処、並之御加増五拾石被		

下置候事	
一、正保元申年二月、江戸為勤番罷登 一陣相勤罷下候事	
一、同二酉年二月、江戸為勤番罷登、六 月罷下候事	
一、慶安元子年正月、江戸為勤番罷 登、同四月罷下候事	
一、同四卯年正月、江戸為勤番罷登一 陣相勤罷下候事	
一、承応二巳年二月、日光御普請ニ付罷 越御用相勤、同四月罷帰候事	
一、同三午年五月、江戸為勤番罷登 同十一月罷下候事	
一、萬治二亥年五月、御横目役被 仰月候事	
一、同年八月、御加増五拾石被下置候事	
一、同年十月、江戸為勤番罷登一陣相 勤罷下候事	
一、寛文元丑年四月、御私領并南山御 廻り被 仰付候事	
一、同三卯年三月、江戸為勤番罷登一 陣相勤罷下候事	
一、同五巳年七月、江戸為勤番罷登一 陣相勤罷下候事	

- 一、同七年三月、江戸為勤番罷登一
陣相勤罷下候事
- 一、同八年二月、江戸大火二而三田御屋敷
御類焼二付、急之御用被 仰付、同七日
午刻出起、同九日丑時江戸着、御用相仕
舞罷下候事
- 一、同年十月
石彦様御供二而罷登直勤番相
勤候事
- 一、同十年三月、江戸為勤番罷登
一陣相勤罷下候事
- 一、同十一年三月七日、会津大火二付急
御用被 仰付、同日酉刻出起、同九
日丑上刻江戸上着仕候処、早速罷登
之由御懇之御意之上、為御褒美從
土津様銀子式枚 從
- 聖光院様難有 御意之上、御召下
御頭中被下置候事
- 一、同十二年二月、江戸為勤番罷登
芝御屋敷御留守相勤、同八月罷下候
節、從
- 聖光院様御留守中無滞相勤候二
付、為御褒美鳥目三百疋被下置候事
- 一、延宝元丑年二月、猪苗代御山御普

- 請二付罷越、同年十一月迄御用相勤候事
- 一、同二年四月、御供為勤番罷登
同十月罷下候事
- 一、同年十月、小川庄不作二付巡見
被 仰付、十一月罷帰候事
- 一、同年十一月、猪苗代御大祥忌二付罷
越御用相濟、十二月罷帰候節、湖辺
郷村不作二付巡見仕罷帰候事
- 一、同三年二月、小野川村牧村両所へ之
御用被 仰付罷越、御用相勤候
但、二月十九日之夜中御用有之候二付、
友松勘十郎宅へ罷出候様申來候二付罷
出候処、井深茂右衛門・小原五郎右衛門・西
郷頼母・岩崎助左衛門列座二而被申
渡候ハ、小野村二被差置候成瀬主計
悴長四郎、牧村二被差置候名倉半右
衛門悴半五郎、右兩人誅伐被 仰付
候二付、御人指を以被 仰付候間、罷越誅
伐可致旨之被中間候二付、翌二十日出起
柳津村へ一宿仕、廿一日未明二小野川村へ罷
越、長四郎を誅伐いたし、廿二日牧村へ罷越
半五郎を誅伐いたし罷帰候事
- 一、同年七月、久々御横目役律義に相勤候二付、公事
奉行役被 仰付御加増五十石被下置候事

男	慶安二丑年五月十七日病死、法名心受院殿意、葬所妙了山大法寺
母 同上	
女	越前大野之家中へ嫁候処申伝候へとも不詳ニ候事
母 同上	
男	塩原明運寺と申所ニ罷居候由之処、不詳之事
母 同上	
覺左衛門重教	初 角弥 別系
母 同上	

女	一、慶安四卯年八月、式拾五石四人扶持被下置御供番被 召出候事
母 同上	
庄左衛門定覽	礒上藤右衛門定重養子
母 同上	
小左衛門重知	初 門十郎 又沖右衛門 又奥右衛門 寛文八申年正月五日誕生
母 氏不詳	
妻 黒河内五右衛門時親養女	延享三寅年五月 廿二日病死、法名 赤室直明大姉、葬 所同上
実氏不詳	
一、天和二戌年二月、親願之通初而之 御目見被 仰付候事	
一、同三亥年七月、跡式御知行式百五 拾石無御相違被下置、田中兵衛組ニ 罷成候事	
一、貞享四卯年三月、江戸為勤番 罷登、同九月罷下候事	
一、元禄八亥年三月、江戸為勤番	

罷登、同六月御下向之節御諸番
御小性同道罷下候事

一、同十六未年、父之芸能仕精出弟

子共々取立寄特二被 思召為御褒美
御紋付御上下被下置候事

一、宝永二酉年八月、御代官役被

仰付候事

一、同五子年月不詳、為御褒美銀子式枚
被下置候事

一、同七寅年七月、御横目役被

仰付候事

一、同年十月、江戸為勤番罷登、翌

卯五月御供二而罷下候事

一、正徳元卯年十一月、今度諸士之内

大勢致参集候者在之由相聞候二付、承
候ハ、可申出旨御尋之処、仲ヶ間一同不
承及由申出、追而小平喜兵衛方へ罷

越旨申致違却候人之善悪を申
ハ役義二候処、御目付役二不似合別而
不届被 思召候二付、御役儀被 召上、一

瀬甚五右衛門組二被 仰付候事

一、同二辰年十月、江戸為勤番罷登

翌巳四月罷下候事

一、享保元申年四月、去月廿六日之夜無

挑灯二而通候二付、夜廻之者咎候処、早

速姓名を申兼、其上強而夜廻之者
を宅へ誘ひ不達様二頼候儀二付、閉門
被 仰付候処、翌月御役被免被成候小
普請被 仰付之事

一、同年十一月七日四十九歳二而病死、法名
養台宗安居士、葬所瑞雲山興徳寺

一、元禄十一寅年六月

紹梅院様御女中被 召出候事

一、宝永七寅年十一月十日病死、法名覺

性恵妙信女、葬所瑞雲山興徳寺

挑灯二而通候二付、夜廻之者咎候処、早

速姓名を申兼、其上強而夜廻之者
を宅へ誘ひ不達様二頼候儀二付、閉門
被 仰付候処、翌月御役被免被成候小
普請被 仰付之事

一、同年十一月七日四十九歳二而病死、法名
養台宗安居士、葬所瑞雲山興徳寺

女 井深七野右衛門重篤妻

母 同上

女 神尾傳左衛門請直妻

母 同上

養女 太田彦次郎光郷妻

実 黒河内内九右衛門時玄女

女 母 同上

母 同上

一、元禄十一寅年六月

紹梅院様御女中被 召出候事

一、宝永七寅年十一月十日病死、法名覺

性恵妙信女、葬所瑞雲山興徳寺

莊左衛門恭豊

初 熊之丞

- 母 黒河内氏女
- 妻 井深三郎左衛門重元女 安永九子年五月廿三日病死、法名源台智
- 清大姉、葬所江戸高輪仏口山東禪寺
- 一、享保二酉年正月、亡父小左衛門不調法有之小普請被 仰付、未御目見も不被 仰付候得とも、御情二親御知行之内五拾石被減二百石被下置、小普請被 仰付候事
- 一、同三戌年正月、外様組付被 仰付 神保茂左衛門組二入 御城御番相勤候事
- 一、同九辰年四月、御供為勤番罷登 御道中假御供番相勤、同十月罷下候事
- 一、同二十卯年正月、御目付被 仰付候事
- 一、同年四月、江戸為勤番罷登候処、初陣二候得共陣中無滞精出相勤候 段被 仰出、同十月罷下候事

- 一、元文三午年十月、江戸為勤番罷登候処、精出無滞相勤候二付為御褒美御召古御上下被下置候事
 - 一、同五申年十月、江戸為勤番罷登候処、陣中無滞精出相勤候二付為御褒美御召古御小袖被下置、翌西四月罷下候事
 - 一、寛保二戌年二月、郡奉行被 仰付候事
 - 一、同三亥年十二月、就免相御用致勤 勞候二付、為御褒美銀子五枚被下置候事
 - 一、寛延元辰年三月、御目付廻村之節、百性共訴之儀糺被 仰付、別而致勤勞候二付、為御褒美銀子三枚被下置候事
 - 一、同年六月、男子無之候二付、龍造寺内膳三男傳吾養子仕度由被任願候事
 - 一、同二巳年二月二日五十一歳二而病死、法名茂容了忠居士葬所大窩山
- 女 宝永七寅年七月七日病死、法名梵相童女、葬所瑞雲山興徳寺
- 母 同上

何右衛門祐壽

初 五郎治 又 伴助

伊東何右衛門祐高養子

母 同上

傳吾恭通

元文二巳年二月十一日誕生

実 龍造寺舍人往成四男

妻 伊東何右衛門祐壽女 延享二丑年七月六日誕生

生

文化九申年十一月晦日

病死 法名玉養院寒光

貞松大姉、葬所寓山壽

師同上

一、寛延二巳年三月、跡式御知行式百

石無御相違被下置外様組付被

仰付、萱野権兵衛組へ入候事

一、同月痛所在之候二付、小普請料差上

後二養生仕度由被任願沼澤権兵

衛組へ組替被 仰付候事

一、宝曆元未年正月、只今迄之通小普

請料差上朝夕之御番相勤宿御番

は御用捨被成下度由被任願候事

一、同年三月、頭沼澤権兵衛願之通

御役御免被成候二付、跡御役上田八郎右衛門

組被成候事

一、同年十一月、痛所快氣仕候間出勤仕

度由被任願出勤仕候事

一、同四戌年三月、頭上田八郎右衛門隠居二付

跡御役日向源右衛門組二被成候事

一、同年十月、江戸為勤番罷登翌亥

四月罷下候事

一、同九卯年四月、御供番被

仰付候事

一、同年十二月、不時 御參勤二付御供

為勤番罷登候処、翌辰三月

御上京二付 御上下之御供仕、同五月

罷下候事

一、同十一巳年四月 御下向二付御迎為立

婦罷登御供二而罷下候

但、御道中皆勤仕候段御称美

被 仰出候、且、此後勤番立婦之

毎度御称美被 仰出候事

一、同十二年十月、江戸為勤番罷登

翌未四月御供二而罷下候事

一、明和三戌年十月、江戸為勤番罷

登翌亥四月御供二而罷下候事

一、同五年三月、御供為立婦罷登候処

御道中川々洪水二付才判被

仰付候事

- 一、同年七月、此度 御參勤之節、川々洪水二付所々之御渡場才判被 仰付候処、精出相勤候二付為御褒美綿沓把

被下置候事

- 一、同六丑年正月、常詰被 仰付候事
- 一、同七寅年七月、芝御屋敷前出火之節出精仕候二付、御内々ニ而綿沓把被下置候事

- 一、同八卯年九月、御戸番被 仰付候

但、十月勞銀御振替麻御上下沓貫被下置候事

- 一、安永六酉年四月 御下向二付御供為立婦被下候事

- 一、同七戌年正月、数年出精相勤候二付為御褒美御古御小袖一被下置候事

- 一、天明四辰年二月、御目付補勤被

仰付上御屋敷へ引移相勤候事

- 一、同年四月、為、費補一ヶ年金貳兩、被下置之旨被 仰出候事

- 一、同五巳年八月、去十二月中八代澗河岸出火之節出精仕候段被 仰出候事
- 一、同年九月、不時 御參府二付本務一卜通被 仰付、芝御屋敷へ引移候事

一、同年十二月、御目付仮役被 仰付候処

- 本務御差支二付、翌年正月六日分仮役相勤十二日分仮役勤二不及旨被 仰聞 御目付補勤被 仰付、同廿一日迄相勤候事

- 一、同六午年六月

蓮受院様附仮役被 仰付、久保丁

御屋敷へ引移相勤候事

- 一、同年閏十月

蓮受院様附被 仰付席御使番

之上被 仰付候事

- 一、同七未年十二月、出精相勤候二付為

御褒美從

蓮受院様葵御紋付御小袖一、從大村

信濃守様御紋付御上下被下置候

但、從信濃守様御上下御小袖度々

被下置候事

- 一、同八申年十二月、歳暮之為御祝儀

御熨斗目御小袖被下置候事

- 一、寛政六寅年十二月、数年出精無懈

怠相勤候二付、為御褒美銀子五枚被下

置候事

- 一、同七卯年六月 思召有之御役義被

成御免会津勝手外様組付被 仰

付候事

- 一、同年七月、会津表へ罷下候処、御家老
附二番組へ入 御城御番相勤候事
- 一、同十一月未年九月、追鳥狩二被出候事
- 一、同年十一月当追鳥狩之節、足並調
子等一躰聯属いたし鳥追手都合
迄宜相整、兼而致出精候儀与被
思召之間、相組一同御称美被成下候事
- 一、享和元酉年二月、願之通隠居被
仰付候事
- 一、同二戌年三月十七日、六十六歳二而病
死、法名以心院教外玄旨居士、葬所
大鷲山

女

山本恵右衛門良寿妻

母 伊東氏女

女

樋口万助光年妻

母 同上

小左衛門重敷

初 半三郎

初 恭敷 安永三年八月十七日誕生

母 同上

妻 柴佐左衛門玄時女 安永六酉年三月十六日誕生

生

- 一、天明六年六月、親願之通初而之
御目見被 仰付候事
- 一、寛政元酉年十二月、於江戸表外様
士定御雇被 仰付候
但、此後度々被 仰付候事
- 一、同二戌年六月、於江戸表御供番定
御雇被 仰付候事
但、此後度々被 仰付相勤候事
- 一、同年八月於江戸表御供方登御雇
被 仰付候
- 但、此後度々被 仰付相勤候事
- 一、同五丑年四月、於江戸表仕付方より方
手傳勤被 仰付年々費金被下
置候事
- 一、同六寅年六月、願之通仕付配り
方手傳勤御免被成候事
- 一、同十二申年十一月、小左衛門与改名仕
度由親願之通被 仰付候事
- 一、享和元酉年二月、家督御知行
式百石無相違被下置外様組
付被 仰付、二番組二而 御城御番
相勤候事
- 一、同年九月、追鳥狩二罷出候

- 但、此後ならし鳥狩とも二二度罷出
一度獲拝領仕候事
- 一、同年十月、当追鳥狩之節、列伍之次第足並進退等宜相揃、且四隊聯属相応ニ有之畢境致出精候義与被 思召之旨、相組一同御称美被成下候事 但、此後一度御称美被成下候事
- 一、文化五辰年正月、蝦夷地警固御用被 仰付、出起前於 御城 御目見之上 御暇被下、其後御隊被下置候事
- 一、同月爰元出起唐太へ罷越御用相濟御人数一同帰陣仕候 但、道中小荷駄差配被 仰付相勤候事
- 一、同六巳年八月、蝦夷地警固御用相勤致勤勞候ニ付時服一被下置候、且小荷駄差配相勤候段被 仰出候 但、小荷駄差配相勤身費も有之候由ニ付為費補金式分被下置候事
- 一、同八未年二月 御城御番無懈怠相勤候段被 仰出候事
- 一、同年四月、御供番被 仰付候事
- 一、同年九月、善波郡之丞上ヶ屋敷被

- 下置候事
- 一、同九申年十月、江戸為勤番罷登、翌西四月御供ニ而罷下候事 但、御道中并陣中皆勤精出相勤候段被 仰出、尤此後罷登候毎度同様御称美被 仰付候事
- 一、同十四年九月、追鳥狩ニ罷出候 但、此後四度罷出忝度獲物領仕候事
- 一、同年閏十一月、当追鳥狩之節、列伍足並等宜相揃隊之聯属いたし運用無滯段、兼而合隊稽古をも致出精候義与 思召之旨、仲間一同御称美被成下候 但、此後毎度御称美被成下候事
- 一、同十一戌年十月、江戸為勤番罷登 翌亥年四月御供ニ而罷下候事
- 一、同十二亥年十二月、不時 御參勤ニ付御供為立帰罷登候事
- 一、同十三子年四月 御上京ニ付御供被 仰付候事
- 一、同年十二月、三丸御役場合隊稽古列伍足並等相揃、当年上等へ相遣候段被 出精候儀与 思召之旨、仲間一同

御褒美被 仰出候事

一、同十四丑年十月、操練出精宜相勵候

二付、為御褒美新身鍮志獲被下置候事

一、

文政元寅年九月、江戸為勤番罷登、翌卯年四月御供二而罷下候事

二、同年八月、追鳥狩之節御供二而被

出候処、騎馬狩被 仰付、獲拝領仕候事

一、同三辰年四月、御供為立婦罷登候事

二、同六未年四月、御速為立婦罷登候事

女 初類 又野沢 安永七卯年九月七日誕生
母 同上

一、享和三亥年七月、三両式人扶持被下置

幼光様御側女中二被 召出候事

一、文化四卯年八月御側乍相勤表役二被 仰付、三字名被下野沢と相改候事

女 寛政十二申年三月廿六日誕生、文政八酉年七月十六日二十六才二而病死、法名名月桂妙融

大姉、葬所江戸仏口山東禪寺
柴氏女

文化元子年八月廿三日誕生、同六巳年十一月十日六才二而病死、法名玉靈童女、葬所瑞雲山興徳寺

文化四卯年二月廿六日誕生、同六巳年十二月十八日三才二而病死、法名寒梅童女葬所同上

初 傳五郎 文化六巳年八月五日誕生
母 同上

文化八未年五月十五日誕生
母 同上

文化十一戌年正月廿三日誕生
母 同上

文化十四丑年六月廿六日誕生
母 同上

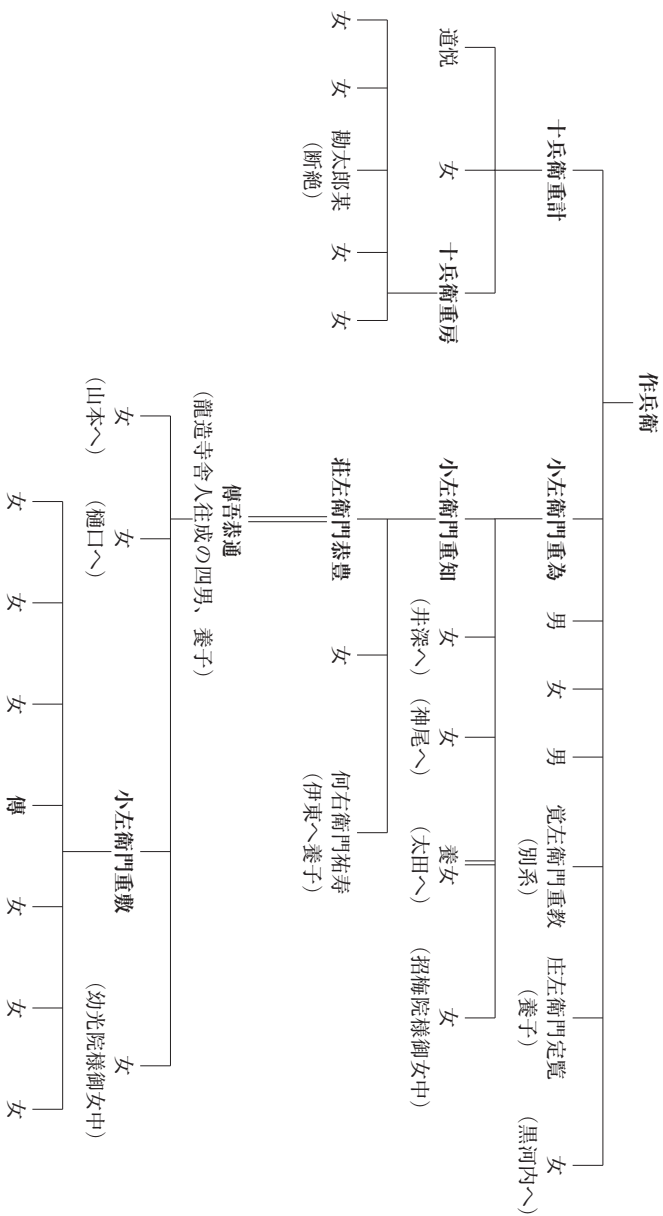


図 1 鈴木小左衛門家の家系

(2) 史料から見える「鈴木小左衛門」家

初代・作兵衛某は、最上において知行百石を下された者で、神宝隠岐組の外様であった。最上で死去し、最上に葬られているが、葬所は不明である。これらの記述から、鈴木小左衛門家は、最上以来の家柄であることがわかる。

このうち、鈴木小左衛門の系譜には、二派の系譜が書かれている。ひとつは十兵衛重計の系譜、もうひとつは小左衛門重為の系譜である。両家は葬所に違いが見られ、十兵衛重計の系譜は妙了山大法寺、小左衛門重為の系譜は瑞雲山興徳寺であることから、早い段階で分家していたのであろう。⁶⁾

先に書かれているのは十兵衛重計である。十兵衛重計は寛文二(一六六二)年に新知百五十石で外様組とされ、その後、江戸常詰横目となり、三田屋敷(下屋敷)の作事や中屋敷の作事などに尽力し、延宝三(一六七五)年には会津勝手寄合となり、子の小助(のちの十兵衛重房)が御番代となっている。延宝五(一六七七)年、十兵衛重房は御城御番に就き、その知行は二百石であった。十兵衛重房は五人の子に恵まれたものの、長子と考えられる勘太郎に元禄二(一六八九)年に先立たれ、当人が死去した元禄十(一六九七)年

には無子扱いとなり、断絶した。

鈴木家を継いでいるのは、もう一派の小左衛門重為の方である。

小左衛門重為は、父・作兵衛の初名である小左衛門を名乗っていること、生年は書かれていないが、十兵衛重計よりも早くから活動しているので、こちらが長子と考えるのが妥当であろう。小左衛門重為は寛永十七(一六四〇)年、最上において知行百石で継いでいるが、その後度々加増を受ける。はじめのうちは勤番として江戸と国元を度々往復し、江戸大火の際や会津大火の際は出勤が求められている。万治二(一六五九)年、御横目役に就き、猪苗代御山御普請や巡見などをこなしている。延宝三(一六七五)年、小野川村・牧村の二か所での御用を勤めた。この御用は、小野川村に差し置かれていた成瀬主計の倅・長四郎と牧村に差し置かれていた名倉半右衛門の倅・半五郎の二人を誅伐とする命で、同年二月二十一日に長四郎、翌二十二日に半五郎を誅伐にしている。このような経緯があったからであろうか、同年七月には公事奉行となり、五十石の加増(この時点で計二百五十石)となっている。天和元(一六八一)年には龍門寺の公事のため江戸へのぼったが、同三(一六八三)年に江戸で病

死した。⁷⁾

小左衛門重為の子・小左衛門重知は、父の死後、知行二百五十石で継いでいる。宝永二（一七〇五）年に御代官、同七（一七一〇）年には御横目などを歴任した。しかし、正徳元（一七一）年に会津藩士の中でおこった事件の解決のためにとった行動が「御目付として不似合」であったことが不届とされ、役儀を召し上げられ、一瀬甚五右衛門の組に入れられた。また、享保元（一七一六）年には夜間に姓名を名乗らず、夜回りの者らを自宅に誘い報告しないよう頼んだことが発覚し閉門となり、小普請となった。同年に小普請のまま病死した。

跡を継いだ莊左衛門恭豊は、父・小左衛門重知の不調法のため、享保二（一七一七）年に小普請となった。この際、御目見以前だったのであるが、五十石の減知となり、知行は二百石となっている。ただし翌年には外様組へ入れられ、御城御番を勤め、同二十（一七三六）年には御目付、寛保二（一七四二）年には郡奉行（翌同三年十一月まで）、その後は再び御目付として活動した。莊左衛門恭豊には跡を継ぐ男子が無かったため、龍造寺内膳の子・傳吾を養子に迎えている。⁸⁾

傳吾恭通は寛延二（一七四九）年に跡式知行二百石

で外様組へ入れられた。「痛所在之」のため小普請料を出して養生していたようだが、宝暦元（一七五一）年十一月には「痛所快氣」で通常の勤番となった。度々、参勤交代で江戸に向いていたが、明和六（一七六九）年に江戸常詰となる。天明四（一七八四）年には江戸常詰のまま目付補、翌同五（一七八五）年には目付仮役、翌同六（一七八六）年からは蓮受院附となっている。寛政七（一七九五）年、役儀御免で会津勝手となり、家老附二番組へ入り、御城御番や追鳥狩などに出したのち隠居した。

跡を継いだのは小左衛門重敷であるが、小左衛門重敷の母は伊東何右衛門祐寿の娘（但し、養女）である。伊東何右衛門祐寿は、先々代である莊左衛門恭豊が伊東何右衛門祐商へ養子に出した者であり、家系上は従姉妹にあたる者が嫁いできたことになる。小左衛門重敷は天明六（一七八六）年以降、江戸表で外様士定御雇、御供番定御雇、御供方登御雇、仕付方メリ方手伝などを勤めたのち、同十二（一七九二）年に小左衛門と改名し、享和元（一八〇一）年に父・傳吾恭通の隠居を受けて知行二百石で家督を相続し、外様組に入り、御城御番、追鳥狩の随員などを勤める。文化五（一八〇八）年正月から翌同六（一八〇九）年にかけて蝦夷

表1 知行の変遷とその理由

名前	知行が確認できる年	石数	合計	加減の理由と 考えられること
作兵衛	寛永13(1636)年	100石	100石	
十兵衛重計	寛文2(1662)年	新知150石	150石	
	〃 7(1667)年	加増50石	200石	江戸常詰御横目に就く
十兵衛重房	延宝8(1680)年	跡式知行200石	200石	
小左衛門重為	寛永17(1640)年	跡式知行100石	100石	
	〃 20(1643)年	加増50石	150石	
	万治2(1659)年	加増50石	200石	御横目に就く
	延宝3(1675)年	加増50石	250石	公事奉行に就く
小左衛門重知	天和3(1683)年	跡式知行250石	250石	
	享保元(1716)年		250石	閉門、小普請となる
莊左衛門恭豊	享保2(1717)年	減知50石	200石	御目見前、父の不調法による小普請
傳吾恭通	寛延2(1749)年	跡式知行200石	200石	
小左衛門重敷	享和元(1801)年	家督知行200石	200石	

地警固御用を仰せつけられている。その後も御城御番や上京の御供など様々な勤めを果たしている。

知行の変遷とその要因については、表1にまとめた。鈴木家は最上以来の家来であり、主流と考えられる小左衛門の系譜は当初、知行百石であった。様々な役目をこなす中で、最大で知行二百五十石を得ており、重要職のひとつと考えられる公事奉行にも就任している。しかしながら、その後の代で役柄として不届なことがあって役儀を召し上げられ、不始末から閉門の処分を受けて小普請となったため、知行は減知された。ただ、小普請が解除された後には、目付や郡奉行にも就任している。減知はそのまま続いており、文政年間では知行二百石であった。この後、幕末維新期の『御近習人別帳』の班席・役職では、御奏者番・御刀番、持席御蔵入郡奉行に就任したとあり、禄高・御役料二百五十石となっている。¹⁰⁾幕末維新期に、最大石数に戻ったということができる。

様々な役職に就いてはいるが、公事奉行として活躍したのは小左衛門重為だけである。小左衛門重為が就任した頃の公事奉行は、個々の能力に応じて就く職であったと推測される。

表2 当主の妻の実家

当主の名前	妻の父の名前	妻の父の役職	石高	備考	諸士系譜	検索番号
作兵衛某	不詳					
十兵衛重計	①不詳 ②服部分右衛門(妹)			松平安芸守 家来		
十兵衛重房	①神戸善太夫長盛 ②森五郎左衛門勝秋	御城御番、代官 兼務	200石	離別	巻94 無し	No.318 無し
小左衛門重為	不詳					
小左衛門重知	黒河内五右衛門時親	外様組	20石 4人扶持	養女	巻196	No.357
荘左衛門恭豊	井深三郎左衛門重元	外様組、奏者番、 御前御用人	400石		巻16	No.134
傳吾恭通	伊東何右衛門祐寿	外様組	100石	*1	巻25	No.125
小左衛門重敷	柴佐左衛門玄時	御城御番、物頭、 家老附	300石	*2	巻317	No.486

【備考 補足】

※1：何右衛門祐寿はもともと、鈴木小左衛門重知の二男である。妻は養父・何右衛門祐商の娘である。

祐寿の娘が傳吾恭通へ嫁いでいるが、傳吾は養子であるから、近親婚とはならない。

※2：当初は佐左衛門玄時の養子であった太蔵玄登（婿養子）の妻であったが、太蔵離別後に小左衛門重敷のもとへ嫁がせている。

3 姻戚・縁組関係

(1) 当主の妻の実家

各当主の妻は、どの家格から嫁いできているのかについて確認したのが、次の表2である。

初期の頃については、妻の父名が不詳となっており、不明な点が多い。

十兵衛重計は妻の名が二人記してあるが、前の妻については一切記載がない。後の妻は松平安芸守の家来である服部分右衛門なる者の妹であると記されている。十兵衛重計は寛文七（一六六七）年より江戸常詰横目となり延宝三（一六七五）年まで江戸で活動していたことから、江戸で他藩の武家の女性を妻としたことも考えられよう。

十兵衛重房も二人の妻が記されているが、最初の妻は神戸善太夫長盛の娘である。神戸は二百石取で、御城御番の他、猪苗代御城代や代官兼務も任せられていた。十兵衛重房も最初は御城番役勤めから始まり、二百石取であることを考えると、ほぼ同格の婚姻であったと思われる。しかし神戸の娘とはうまくいかなかったよう、離別となった。十兵衛重房の子はすべて、

後の森氏の娘との間に生まれているので、神戸の娘とのあいだに子ができなかったことが離別の原因だったのかもしれない。後の妻は、森五郎左衛門勝秋の娘であるが、残念ながら「森」という姓は『諸士系譜』には見いだせないもので、系譜には載っていない家から妻を迎えたのであろう。

小左衛門重為の妻は不詳である。

小左衛門重知の妻は、黒河内五右衛門時親の娘であるが、養女である。実の親については不明であるが、五右衛門時親は二十石四人扶持で、外様組であった。

莊左衛門恭豊は井深家の娘を妻としている。岳父である井深三郎左衛門重元は、四百石取で外様組の他、奏者番、御前御用人などを勤めている。父・小左衛門重知は「閉門」の処分をうけ小普請となっていたのであるが、莊左衛門恭豊は御城御番や御目付・郡奉行などの役目に就いており、問題は無かったと考えられ、家格に大きな差はあるものの、婚姻が整ったのかもしれない。

傳吾恭通は龍造寺氏からの養子である。伊東何右衛門祐寿の娘を妻とした。伊東何右衛門祐寿は百石取の外様組として御城御番を勤めた他、御目付や御次番などに従事した。何右衛門祐寿は実は鈴木家の先代であ

る莊左衛門恭豊の息子で、伊東何右衛門祐商の養子となり、祐商の娘（ただし養女）を妻としている。男子が無く他家（龍造寺家）からの養子が家を継いだ鈴木家に、先代が関係する娘の子を入れたということになる。

小左衛門重敷は、柴佐左衛門玄時の娘を妻とした。

佐左衛門玄時は三百石取、御城御番の他、物頭、家老附などに従事した。

以上、鈴木小左衛門家の当主八人の計十人の妻のうち、実家が判明している五人を見ると、夫側と妻側の家格がほぼ同じと考えられるのは一件だけであった。二家は鈴木家より高い家格、二家は低い家格であり、様々なケースがあったと考えるべきであろう。

(2) 嫁ぎ先・養子先の家

当主の兄弟姉妹や娘の嫁ぎ先、又は養子先についてはどうであるかについて確認したものが、表3である。

十兵衛重計、十兵衛重房については、姉妹三人の嫁ぎ先が記されているものの、そのうちの一軒である佐々木雲治泰定（百五十石）のみ確認がとれたが、それ以外は不明である。

表3 養子および嫁ぎ先

当主の名前	続柄	養子・嫁ぎ先	左の者の役職	石高	備考	諸士系譜	検索番号
十兵衛重計	姉妹	馬場新五右衛門				なし	なし
十兵衛重房	姉妹	佐々木雲治泰定	代官、御番代	150石	妻	巻287	No.437
	姉妹	佐々木半之丞豊明			妻※1		
小左衛門重為	弟	磯上藤右衛門定重	代官兼務、御蔵入御代官	200石	養子	巻3	No.110
	姉妹	黒河内九右衛門時玄	小番、会津御納戸役	22石	妻	巻196	No.357
				4人扶持			
	娘	井深七右衛門重篤	番代	150石	妻	巻22	No.135
	娘	神尾傳左衛門清直	目付、外様組	100石	妻	巻110	No.290
	養女	太田彦次郎光郷	代官仮役、会津御納戸役	100石	※2	巻72	No.194
莊左衛門恭豊	弟	伊東何右衛門祐商	御次番、御城御番	100石	養子	巻25	No.125
傳吾恭通	娘	山本恵右衛門良寿	御城御番	100石	妻	巻216	No.981
	娘	樋口万助光年	御小性	100石	妻	巻333	No.801

【備考 補足】

- ※1：鈴木家の系譜には「佐々木半之丞豊明女」とあるが、佐々木家の系譜には存在しない。
 なお、十兵衛重房のもう一人の姉妹が嫁いでいる「佐々木雲治泰定」は、佐々木家の系譜では半之丞豊明の子であるので、順列が入れ変わっていることから、誤りかと思われる。
- ※2：もとは黒河内九右衛門時玄の娘である。

小左衛門重為は姉妹二人・弟四人の計六人が記されているが、このうち行先がわかるのは姉妹一人・弟一人だけである。弟・庄左衛門定覧は、代官兼務や御蔵入御代官を勤めた二百石取の磯上藤右衛門の養子となっており、姉妹は小番や会津御納戸役を勤めた二十石四人扶持の黒河内九右衛門時玄に嫁いでいる。

小左衛門重知は姉妹三人と養女一人が記されているが、井深七右衛門重篤（百五十石）、目付を勤めた神尾傳左衛門清直（百石）、代官仮役や会津御納戸役を勤めた太田彦次郎光郷（百石）らに嫁いでいる。

莊左衛門恭豊には姉妹一人と弟一人が記されているが、弟・伴助は御次番や御目付を勤めた伊東何右衛門祐商（百石）の養子となっている。

傳吾恭通は、彼自身が継養子である。傳吾恭通には娘二人がいるが、一人は御城御番を勤める山本恵右衛門良寿（百石）に、もう一人は御小性を勤める樋口万助光年（百石）に嫁いでいる。

記録として残されたものを見る限り、二百石～二百五十石の鈴木家の者の嫁ぎ先・養子先は、百石高の家がほとんどであることがわかる。

4 むすびにかえて

公事奉行研究の再検討をすることが本来の目的であったが、鈴木家の縦の流れとして婚姻・縁組関係の動向調査の中から、思いのほか、様々な側面が見えてきた。

特に、鈴木家が子を他家へ出す（嫁ぎ先、養子など）際、自分の家格よりも低い家格へと出す例が多いことがあげられよう。身分社会が徹底していた江戸時代において、士分同士での縁組しか認められない。この場合、同格の家へ縁付させるのが一般的と考えがちであるが、実際には低い家格へ縁付させていることがはっきりとわかる。妻の立場が高くない時代において、実家の家格の高さが嫁の立場を高くすることもあったと考えられるから、このような婚姻の仕方は当然、考えられるものであろう¹⁾。ただ、養子に出すことでも同じことが言えるのかどうかについては、この事例だけでは判然としない。

この点については、今回確認した「鈴木小左衛門」家だけの特徴なのか、それとも他の家々でも普通にみられる現象なのかについては、今後、更なる事例検証

が必要であると考えられる。

まずは、公事奉行就任者の家系だけでも、同様の検証を行い、事例の積み重ねから比較検討していくことが今後の課題である。公事奉行就任者だけでも六十一人（重複者あり）いるが、まずはこの者たちだけでも早急に確認し、公事奉行のあり方の再検証と共に、婚姻・縁組関係の実態を検証していきたい。

『諸士系譜』の翻刻は個々には行われている²⁾、それ自体を使った研究は、ほとんど無いのが現状であるかと思われる。個々の家の縦の流れを見るだけでも有効であるが、姻戚・縁組関係もわかるという意味では重要史料であるから、それを活かして家と家の横の繋がりを見ていくことは、今後の大きな課題かと思う。本論の成果を基に、積極的に縦の流れと横の繋がりを合わせて確認することで、会津藩における武家家族のあり方を模索したい。

註

(1) 会津史学会編『歴史春秋』第五二号、七七〜九〇頁、二〇〇〇年。

(2) 三大修史とは、『家世実記』『新編会津風土記』『諸士系譜』である。

- (3) 『諸士系譜』のあり方については、芳賀幸雄編『新編諸士系譜』上巻(歴史春秋社、一九九七年)に拠る。
- (4) 前記(3)の中で芳賀氏が書かれているが、二〇年後の現在においても未だ『諸士系譜』は活字化されていない。
- (5) 図書館のデジタル撮影での資料ナンバーは、芳賀幸雄編『新編 諸氏系譜』上巻・下巻に付されているナンバーと一致している。
- (6) 妙了山大法寺(日蓮宗)は保科正之が山形から転封する際、山形の大宝寺・日如上人に武運長久の祈願寺として寛永二十(一六四三)年に建立された寺である。一方の瑞雲山興徳寺(臨済宗)は十三世紀に蘆名氏によって開山された寺である。
- (7) 江戸で死去した者については、高輪の仏口山東禪寺を葬所としている。会津藩江戸中屋敷に近いので、藩邸勤務者などが葬られたのであろう。
- (8) 龍造寺という姓は『諸士系譜』には存在しない。但、現在でも会津の寺々に龍造寺家の墓は複数見られるので、単に『諸士系譜』に載っていないだけとも考えられる。
- (9) 蓮受院とは勝平、容章の娘をさす。容章は第三代藩主容の九男で、第四代藩主容貞の弟。兄・容貞の死去後、その嫡子である容頌が六才で第五代藩主となったため、分家の当主であった容章が藩主補佐として本家の政事に携わつていた。
- (10) 前掲註(3)
- (11) 林由紀子「尾張藩藩士の婚姻と家格」(名古屋大学『法政論集』九〇、一九八二年)において、夫の家より妻の家格の方が上であるという傾向がみられることについて、①江戸時代における女性に地位の低さと、②結婚後の生活への配慮、とくに離婚を防ぐための配慮があったのではないかと、という考えを述べられている。
- (12) 近年の例として、「会津藩諸士系譜 ま之部七 町野忠右衛門」(会津史学会編『歴史春秋』第八七号、一〇九―一四二頁、二〇一八年)のように、古文書研修会の成果として翻刻・読み下しをしているものがある。